

甲斐市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)
概要版



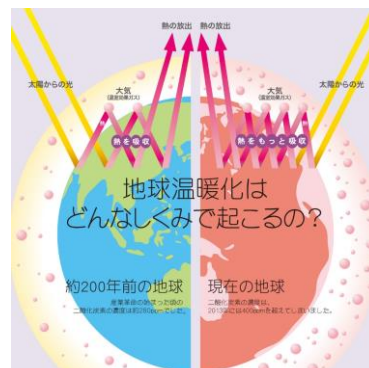
令和6年3月

甲斐市

1 地球温暖化のメカニズム

地球は太陽からの光によって温められ、温められた熱は宇宙空間に向けて放出されています。このプロセスにおいて地球から宇宙空間に向けて熱が過度に放出されることを妨げる役割を担っているのが「温室効果ガス」です。温室効果ガスが全く存在しない場合、太陽からの熱が全て宇宙に放出されてしまうため、地球の平均気温は氷点下 19 度まで下がると推定されています。しかしながら、温室効果ガスが過剰に増加すると、地球からの熱放出が過度に妨げられ、地表に過剰な熱が蓄積してしまいます。その結果、地球規模で気温は上昇し、全般的な気候変動が引き起こされます。これが「地球温暖化」と呼ばれる状況です。

図表 1 気候変動による影響と主要なリスク



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

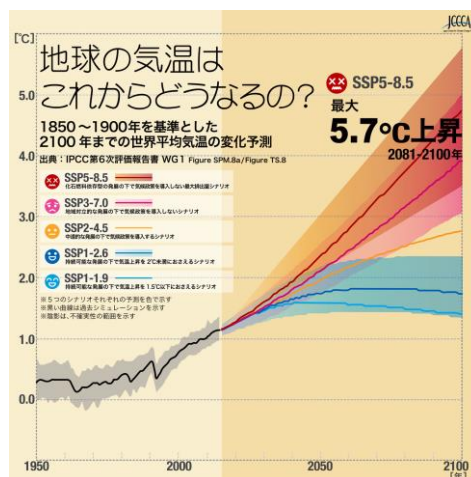
2 平均気温の上昇

IPCC の第6次報告書によれば、世界平均気温は工業化前と比べて、2011 年(平成 23 年)～2020 年(令和2年)で 1.09℃上昇し、過去 10 万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであるとされています。また、2100 年までの将来予測では、陸域では海面付近よりも 1.4～1.7 倍の速度で気温が上昇し、北極圏では世界平均の約2倍の速度で気温が上昇するとしています。今世紀末(2081～2100 年)の世界平均気温の変化予測は、工業化前と比べて +1.0～5.7℃と予測されています。

また、同報告書には「人間の影響が大气・海洋及び陸域を温暖化してきたことには疑う余地がない。」と記述されています。

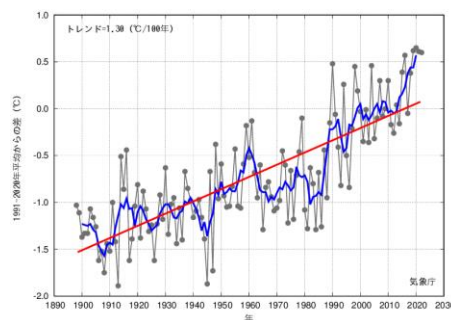
2022(令和4)年の日本の平均気温の基準値(1991 年(平成3年)～2020 年(令和2年)の 30 年平均値)からの偏差は +0.60℃で、1898 年(明治31年)の統計開始以降、4 番目に高い値となっています。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には 100 年当たり 1.30℃の割合で上昇しています。特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています。

図表 2 世界平均気温の変化予測(観測と予測)



出典：「IPCC 第6次評価報告書」全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

図表 3 日本の年平均気温偏差の経年変化



出典：気象庁「日本の年平均気温」 (https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_jpn.html)

3 計画の基本的事項

3.1 計画の目的

地球温暖化対策推進法により、地方公共団体は当該事務及び事業に関し、温室効果ガスの削減等に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定し、温室効果ガス排出削減に努めることが義務付けられています。

本市では、同法に基づき、2009 年(平成 21 年)3月に「甲斐市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。その後、後継計画として 2013 年(平成 25 年)3月に「第2次甲斐市地球温暖化対策実行計画」、2022 年(令和4年)3月に「第3次甲斐市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス削減に向けて、取組を進めています。

同法では、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項(いわゆる区域施策編)を策定することを都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市に義務付けています。本市では、自主的に「甲斐市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下、「本計画」)」を策定することで、市民・事業者・市が一体となって、地球温暖化防止に向けた対策に総合的かつ計画的に取り組んでいくことを目指します。

3.2 計画の位置づけ

本計画は、国や山梨県の環境及び地球温暖化対策に関する法令や計画と連携して、上位計画である第2次甲斐市環境基本計画との整合・連携を図りながら策定します。

3.3 計画期間

本計画の計画期間は、2024 年度(令和6年度)から 2030 年度(令和 12 年度)までの7年間とします。また、国の「地球温暖化対策計画」との整合性を図るため、基準年度は 2013 年度(平成 25 年度)とします。

なお、計画を推進するには、社会情勢の変化への対応や上位計画との連携が必要であることから、3年程度を目処に必要な応じて計画内容を見直します。

3.4 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法には、以下の7つのガスが「温室効果ガス※」として定められています。

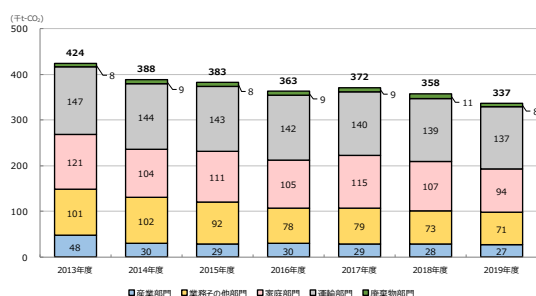
二酸化炭素以外のガスは本市において排出される量が非常に少ないことから、本計画では二酸化炭素を対象とします。

4 本市の温室効果ガス排出状況

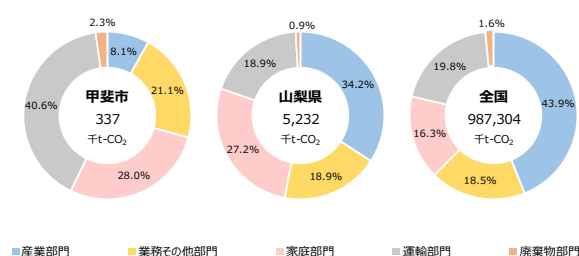
本市の温室効果ガス排出量は、最新推計値の 2019 年度(令和元年度)で 337 千 t-CO₂ であり、基準年度となる 2013 年度(平成 25 年度)の 424 千 t-CO₂ から 20.5%減少しています。

部門別排出量を比較すると、本市は全国・山梨県と比べて運輸部門の比率が大きく、産業部門の比率が小さい傾向があります。本市では、自動車を含めた市民生活でのエネルギーの使い方が、温室効果ガス排出量に大きな影響を与えていると考えられます。

図表 5 温室効果ガス排出量の推移



図表 4 部門別排出量の比較

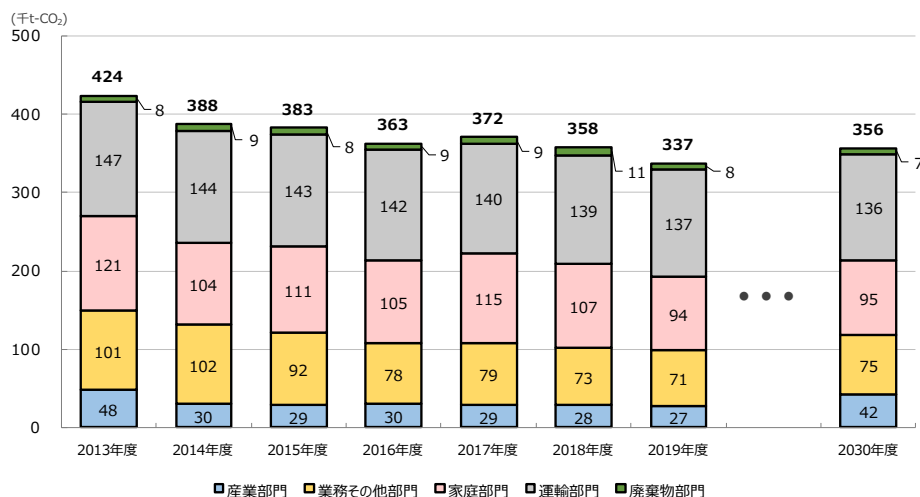


出典:環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成

5 将来推計

BAU シナリオ(対策を何も行わなかった場合のシナリオ)に基づき温室効果ガスの排出量推計を行うと、2030 年度(令和 12 年度)の二酸化炭素排出量は 356 千 t-CO₂ となり、現況値 2019 年度(令和元年度)の 337 千 t-CO₂ と比較し 5.7%増加することが予想されます。本結果から、近年は減少傾向にあるものの今後の排出量は全体として増加予測となります。

図表 6 本市の温室効果ガス排出量の推移及び将来推計



6 本計画の目標

本市の2030年度(令和12年度)における温室効果ガス削減目標は、再生可能エネルギー導入の促進、省エネルギーの推進、脱炭素先行地域の取組効果により、2013年度(平成25年度)を基準として51%の削減を目指します。

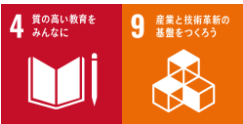
図表 7 本市の2030年度の温室効果ガス削減目標



7 施策の展開

地球温暖化対策推進法に基づく施策群の分類を基本目標とし、将来ビジョンおよびコンセプトに基づく個別の基本施策を設定しました。

1. 再生可能エネルギーの利用促進	
① 再生可能エネルギーの導入拡大 太陽光を中心とした再生可能エネルギー※の導入を推進します。	 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  気候変動に 具体的な対策を
② 再生可能エネルギーの効果的利用の促進 再生可能エネルギー※を効果的に活用する取組を行います。 具体的には、蓄電池設備の導入や再エネ電力メニューの開発を行います。	 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  つくる責任 つかう責任  気候変動に 具体的な対策を
③ 活用可能な再生可能エネルギーの利用促進 普及の進んでいない活用可能な再生可能エネルギー※の利用を推進します。 具体的には、地中熱※ヒートポンプや中小水力発電※設備の導入を推進します。	 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  産業と技術革新の 基盤をつくろう  気候変動に 具体的な対策を
2. 区域の事業者・住民の活動促進	
① 市民のライフスタイルの転換 住民の生活様式を持続可能な方向へ転換する支援を行います。 エネルギーや資源の効率的な利用、再利用、リサイクルなど、環境に配慮した選択を促します。	 働きがいも 経済成長も  つくる責任 つかう責任

② 省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進 省エネルギー化の普及を図ります。 具体的には、住宅や建物の断熱改修、高効率のエネルギー機器の導入など、エネルギー効率を向上させる取組を推進します。	
③ 普及啓発・環境教育の推進 住民や事業者に対して、環境に関する情報や知識を提供する啓発活動を行います。 環境教育の普及やイベントなどを通じて、持続可能な行動への意識を高めます。	
3. 地域環境の整備・改善	
① 環境にやさしい交通の推進 環境に配慮した交通手段の利用を促進します。 車両の電動化を推進し、それに伴う周辺環境も整備することで環境影響の少ない交通手段の導入と利用促進を図ります。	
② 脱炭素化による交流促進 再エネ活用を主軸に、持続可能な観光・交流拠点を形成します。	
③ 他都市との連携推進 他の都市との連携を強化し、持続可能な地域づくりに取り組みます。 情報共有やノウハウの交換を通じて、より効果的な施策の実現を目指します。	
4. 循環型社会の形成	
① バイオマス資源の有効活用 バイオマス資源の利用を推進します。地域で得られる自然資源を活用し、エネルギーの生産と消費を地域内で完結させることを目指します。	
② 資源循環への取組 太陽光発電の更なる導入促進のため、資源循環の観点からの取組を推進します。 具体的には、ライフサイクル全体を考慮した事業モデルや独自条例の制定を行います。	

8 区域施策編の実施及び進捗管理

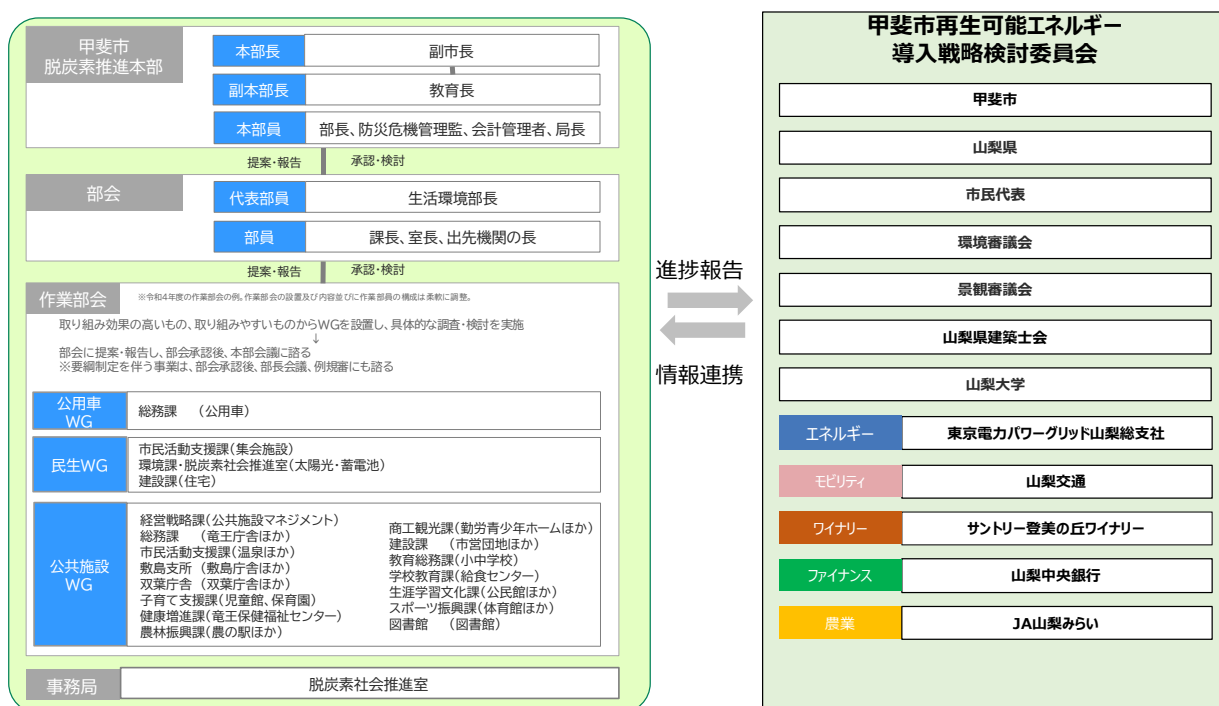
ゼロカーボンシティの実現に向けて、本市の地域脱炭素の取組に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために設置した、副市長をトップとする「甲斐市脱炭素推進本部」(2022 年(令和4年)8月設立)を活用し、全庁横断的に事業を推進します。

事業推進には、全体進捗管理・事業統括を実施する「甲斐市脱炭素推進本部」のほか、施策の調査・検討を行う「部会」、具体的事項について調査・検討を行う「作業部会」を設け、事業の着実な推進と進行管理を行います。

事務局(脱炭素社会推進室)が各部局の取組の進捗状況を把握し、関係課で構成する作業部会での調査・検討、部会での調査・検討を経て、定期的に甲斐市脱炭素推進本部に提案・報告します。さらに、2022 年(令和4年)6月に設立した、学識経験者(環境審議会、景観審議会、山梨大学)、市民の代表者(自治会連合会、女性団体連絡会)、関係団体の代表者(建築士会)、関係行政機関(山梨県)等で構成される「甲斐市再生可能エネルギー導入戦略検討委員会」を外部評価委員会として位置付け、同委員会に対し年に1回以上進捗報告を行い、適宜助言等を受け、情報連携を図ります。

計画の進行管理については、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し)のPDCA サイクルに基づき、取組の実践、評価、見直しを継続的に行い、評価結果を公表します。

図表 8 甲斐市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進体制



甲斐市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案) 概要版

編集・発行 令和6年3月 甲斐市